

有田周辺広域圏事務組合特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月

有田周辺広域圏事務組合

有田周辺広域圏事務組合における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月策定
有田周辺広域圏事務組合

有田周辺広域圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

職員の家庭生活の充実及び健康管理への支援を強化するため、年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備する。

平成 26 年度 年次有給休暇取得日数

男性平均	14.4 日
女性平均	12.7 日
合計平均	13.6 日

【平成 38 年度までの数値目標】

女性平均取得日数・・・14.4 日以上

3.女性職員の活躍の推進に向けた取り組みについて

(1) 年次有給休暇等の取得の促進

年次有給休暇の取得目標を職員に周知し、休暇を取得しやすい環境づくりを行います。

(2) 男性職員の育児参加の促進

男性職員の配偶者出産に伴う休暇、育児参加のための休暇を取得しやすい職場環境づくりを行い、制度の積極的な活用を促します。

(3) 育児休業等から復帰しやすい環境整備

育児休業中の職員に対し、広報誌の送付や職場の動きの情報提供を行い、円滑な職場復帰を支援します。

(4) 女性管理職の育成と登用の推進

女性職員のキャリアアップに向けての指導・育成を行うため、適正な研修の参加を積極的に促し、各役職段階における人材の確保に努めます。
また、仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう業務分担についてよく検討し、時間あたりの生産性を重視した人事評価を実施します。

以上